大崎市学校施設開放の手引き

大崎市教育委員会　生涯学習課

令和８年９月

もくじ

はじめに----------　Ｐ2

利用手順

ＳＴＥＰ1　団体登録----------　Ｐ3
ＳＴＥＰ2　利用～報告----------　Ｐ4
ＳＴＥＰ3　登録変更・更新----------　Ｐ5
利用時の注意点----------　Ｐ6
照明料について----------　Ｐ6 下部
ナイター設備の利用手順----------　Ｐ7
施設別照明料一覧表----------　Ｐ8
団体登録・お問い合わせ----------　Ｐ8 下部

記入例

団体登録申請書（新規・更新）----------　Ｐ9
〃　（変更）----------　Ｐ10
利用申請書----------　Ｐ11
利用報告書----------　Ｐ12

市規程

大崎市立小学校，中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則
Ｐ13
大崎市立小学校，中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する実施細則
Ｐ15

学校施設一覧----------　Ｐ16

～　はじめに　～

学校施設開放とは，市民のスポーツ活動や地域コミュニティー活動の場として，学校教育に支障のない範囲で体育館や校庭を提供するものです。

利用するにあたってのルールを守りながら，ぜひ，学校施設をご活用ください。

なお，この手引きは現在児童生徒が通っている学校施設の利用に関するものとなります。

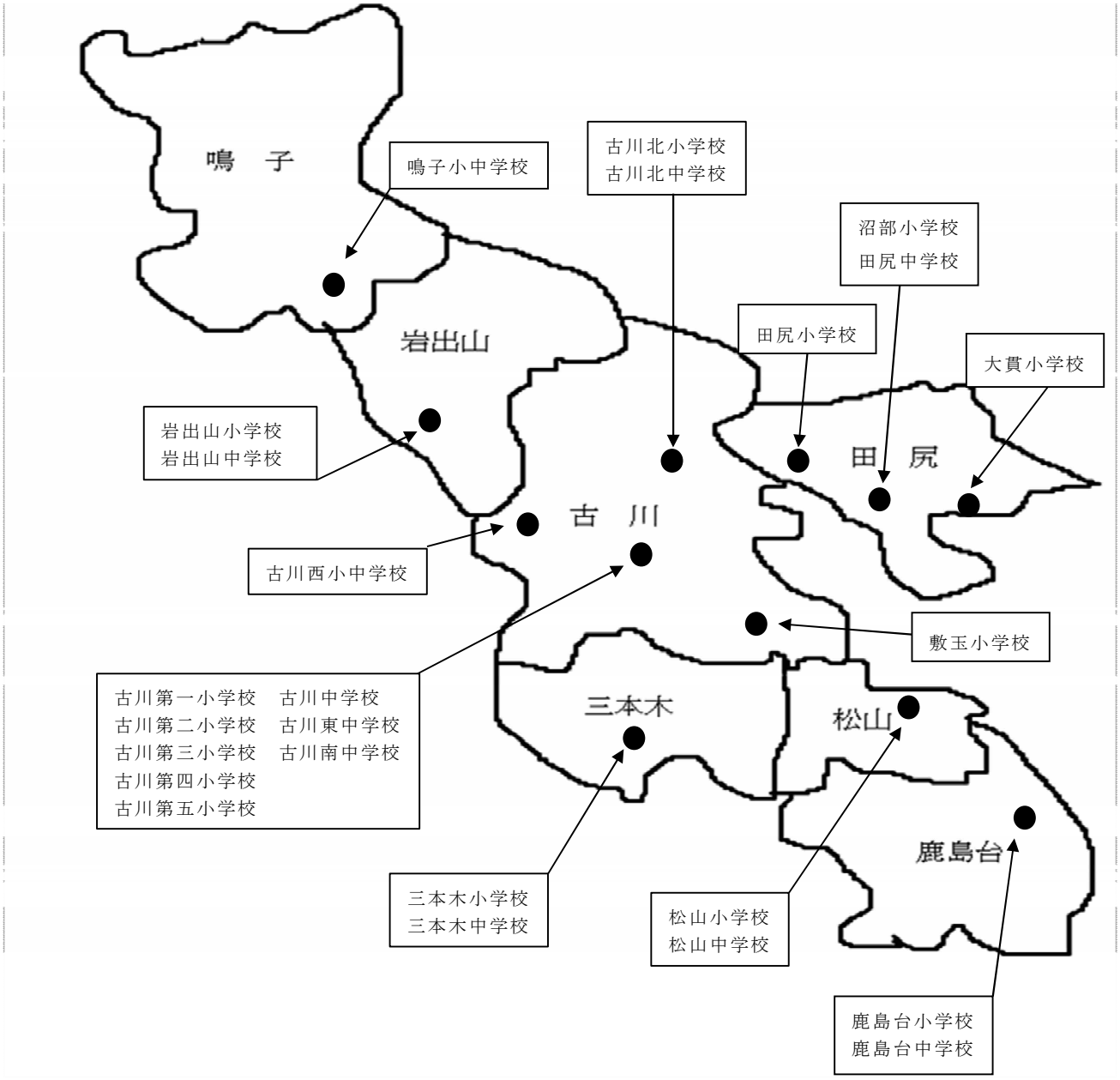

ＳＴＥＰ１　団体登録

１．団体登録の方法

利用の際は，事前に団体登録を行う必要がありますので，下記の提出書類を８ページの「団体登録・問い合わせ先」に提出してください。

なお，登録できる団体は，「構成員のうち半数以上が市内在住，在勤，在学している方で構成される５人以上の団体であること」が条件になります。

≪団体登録時の提出書類≫

- □ **様式第１号　大崎市立学校施設開放利用団体登録申請書（新規にマル印を）**
- □ **代表者の身分証明書の写し**
  （運転免許証等の顔写真入りで住所の確認ができるもの）
- □ **会則・規約（活動内容が分かるもの）**
- □ **団体員の名簿（氏名・住所・年齢・在学先・在勤先が分かるもの）**

ただし，利用が年１回程度の場合，団体登録は不要です。学校への利用予約の際に，「１回限りの利用」であることを伝え，利用者の名簿と併せて申請してください。

２．学校施設開放利用団体登録証の送付

提出された申請書類の内容を生涯学習課で確認し，登録可能な団体の場合は後日，登録証を代表者へ送付します。

※登録期間は３年間になりますので，その間に団体名や代表者の変更がある場合は，登録変更手続き（５ページ参照）が必要になります。

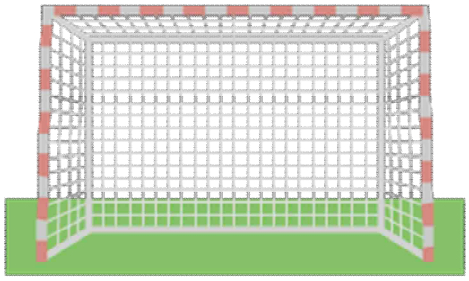

ＳＴＥＰ２　利用～報告

１．利用予約

はじめに，利用を希望する学校へ連絡し，予約状況を確認してください。予約できる場合は，学校開放施設利用申請書（学校に備え付けてあります）を記入し，利用希望日の２ヶ月前から７日以前までに学校へ提出してください。

【学校に提出するもの】　　学校開放施設利用申請書，登録証（提示のみ）

【学校から受け取るもの】　学校開放施設利用許可証，学校開放施設利用報告書

市公式ウェブサイトに利用報告書様式を掲載しております。
入力してご使用いただいても構いません。

※学校行事での使用，または，準備等のため，利用が出来ない日がありますので，予めご了承ください。

※毎月利用調整会議を開催し，利用団体同士で話し合いながら翌月の予定を決めている学校もありますので，事前に学校へ確認してください。

２．利用日当日

鍵の管理員に「学校開放施設利用許可証」を提示し，鍵を借用します。初めて利用される方は申請の際に，鍵の管理について学校へ確認してください。

利用後は，鍵と一緒に「学校開放施設利用報告書」を管理員に提出してください。初めて利用される方は，鍵を借りる際に返却方法と報告書の提出方法についても管理員に事前に確認してください。

【開放時間】　休業日　午前９時から午後９時まで
　　平　日　午後６時から午後９時まで
　　大崎市立小学校，中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則参照

※利用する際は，６ページの「利用時の注意点」を確認し，正しく利用してください。利用状況によっては，利用の中止や団体登録を取り消す場合がありますのでご留意ください。

ＳＴＥＰ３　登録変更・更新

１．登録変更手続き

団体名や代表者を変更した場合は，下記の提出書類を８ページの「団体登録・問い合わせ先」に提出してください。

≪登録変更時の提出書類≫

□ 様式第１号　大崎市立学校施設開放利用団体登録申請書（変更にマル印を）

団体名を変更した場合

□ 会則・規約（団体名変更後のもの）

代表者を変更した場合

□ 新しい代表者の身分証明書の写し
（運転免許証等の顔写真入りで住所の確認ができるもの）

２．登録更新手続き

登録期間は３年間（現在は令和８年～令和１０年度）になります。更新期限の３ヶ月前（１月頃）に，各団体代表者宛てに更新手続きについてご案内しますので，更新を希望する場合は，下記の書類を８ページの「団体登録・問い合わせ先」に提出してください。

≪登録更新時の提出書類≫

□ 様式第１号　大崎市立学校施設開放利用団体登録申請書（更新にマル印を）

□ 代表者の身分証明書の写し
（運転免許証等の顔写真入りで住所の確認ができるもの）

□ 会則・規約（活動内容が分かるもの）

□ 団体員の名簿（氏名・住所・年齢・在学先・在勤先が分かるもの）

※登録更新の案内が確実に届きますよう，上記１のとおり，代表者が変更した場合は，忘れずに変更手続きを行ってください。

★利用時の注意点★

学校施設開放事業は学校の管理外の事業になりますが，平常時は児童生徒が活動する場所になりますので，環境整備にご協力いただきながら，利用者様の責任の下，正しい利用をお願いします。

①「大崎市立小学校，中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則」並びに「実施細則」，「手引き」を守ってください。代表者は，団体の全員に周知徹底してください。
② 未成年者のみでの利用はできません。必ず大人の責任者が付き添ってください。
③ やむを得ず施設を利用しなくなった場合は，学校及び管理員に忘れずに連絡してください。
④ 規則や実施細則等のルール違反があった場合は，利用の停止や団体登録を取消す場合があります。
⑤ 利用する学校や鍵管理で定めているルールも守ってください。

ナイター設備（古川第一小学校、古川南中学校）の利用について

４月～１１月の期間に限り，校庭のナイター設備（７ページ参照）を使用することができます。利用申請の際に，学校へ申し出てください。

また，照明点灯用のコインを地域交流センターにて，１枚５００円（税抜き）で販売しています。購入は１回，２０枚までです。

体育館の照明料徴収について

夜間の利用等で体育館の照明を使用した際は，１回の利用につき施設別照明料一覧表（８ページ参照）の照明料（税込み）がかかります。報告書に照明の使用の有無，全面利用か半面利用かを明記して提出してください。

利用の翌月に納付書を送付しますので，お近くの金融機関（郵便局は除く）から速やかにお支払いください。

なお，市内のスポーツ少年団等**（監督者を含む中学生以下で構成され、中学生以下を対象とした利用・活動を目的とする団体）**については，免除になります。

★ ナイター設備の利用手順 ★

古川第一小学校

学校に利用申請書を提出
※第一小は，毎月の利用日を各団体代表者と調整しています。

↓

地域交流センターで，コインを購入（※）します。
◆1 枚 500 円（税抜き）
◆1 回 20 枚まで購入可
◆1 枚で **30** 分点灯
※販売時間は平日 9:00 から 17:00 までです。

↓

利用当日，管理員から鍵を借ります。
◆第一小管理員：大崎市役所警備室
（西玄関入口です）

出典：地理院地図を加工して作成

↓

利用後，管理員に利用報告書と鍵を届けます。

古川南中学校

学校に利用申請書を提出

↓

地域交流センターで，コインを購入（※）します。
◆1 枚 500 円（税抜き）
◆1 回 20 枚まで購入可
◆1 枚で **20** 分点灯
※販売時間は平日 9:00 から 17:00 までです。

↓

利用当日，管理員から鍵を借ります。
◆南中管理員：セブンイレブン古川稲葉店
（国道 4 号沿いのラーメンショップ，カインズホームの近くです）

出典：地理院地図を加工して作成

↓

利用後，管理員に利用報告書と鍵を届けます。

【注意事項】
・鍵を借りる際は，必ず学校施設開放利用団体登録証を提示してください。
・古川第一小学校よりも古川南中学校のナイター照明の設置数が多いため，点灯時間が異なります。
・ナイター照明用コインは在庫に限りがありますので，長期の保管等はせず早めにご利用ください。

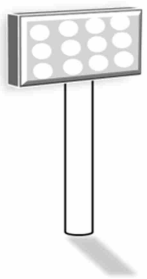

★ 施設別照明料一覧表（税込み） ★

学校名	全面利用	半面利用
【古川地域】 古川第三小学校　古川第四小学校 古川第五小学校　古川北小学校 古川中学校　古川東中学校 古川南中学校 【松山地域】　【三本木地域】 松山小学校　三本木中学校 【岩出山地域】　【【鳴子温泉地域】 岩出山中学校　鳴子小中学校 【田尻地域】 田尻中学校	５００円	２５０円
【古川地域】 古川第一小学校　古川第二小学校 敷玉小学校　古川西小中学校 古川北中学校 【松山地域】　【三本木地域】 松山中学校　三本木小学校 【岩出山地域】 岩出山小学校 【鹿島台地域】 鹿島台小学校　鹿島台中学校 【田尻地域】 田尻小学校　沼部小学校 大貫小学校	３００円	１５０円

※４時間までの単価です。

団体登録・問い合わせ先

主管課　生涯学習課　23-2213

－ 各地域窓口 －

【古 川 地 域】地域交流センター 22-3001　【松 山 地 域】松山公民館 55-2215
【三本木地域】三本木公民館 52-5852　【鹿島台地域】鎌田記念ホール 56-6311
【岩出山地域】岩出山公民館 72-0357　【鳴子温泉地域】鳴子公民館 82-2101
【田 尻 地 域】沼部公民館 39-0213

受付時間：平日 8:30～17:00 まで（土日祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

★記入例　　団体登録申請書（新規・更新）

様式第１号

大崎市立学校施設開放利用団体登録申請書（新規・更新・変更）

いづれかにマル

令和　●年　●月　●日

大崎市教育委員会教育長　　様

団 体 名：○○バスケットボールクラブ
申請者
代表者名：大崎　太郎

大崎市立学校施設開放に関する規則第７条により，次のとおり申
なお、施設を利用するときは，実施規則及び細則並びに利用する学
守事項を守ります。

団体名の次に競技種目名を記入。

団体名		○○バスケットボールクラブ　（バスケットボール）				
団体の構成		小学生　指導者　保護者　職場の仲間　など				
利用目的		練習				
代表者	住所	〒989-6492　大崎市岩出山字船場 21				
	氏名	大崎　太郎	電話番号	0229-23-2213		
	アドレス	ed-shogaku@city.osaki.miyagi.jp				
連絡先 ※代表者と異なる場合	住所	〒989-6188　大崎市古川七日町 1-1				
	氏名	大崎　パタ子	電話番号			
	アドレス	Patapata_patako@city.osaki.miyagi.jp				
登録人員		男	10 人	女	8 人	計　18 人
利用希望学校		古川南中学校，古川第五小学校				
スポーツ傷害保険の加入		有　（種類）　●●保険				無

連絡先が代表者と同じ場合は記入不要。

受付年月日　・　・	前回登録番号 今回登

主に利用したい学校名を記入。（閉校した学校を除く。）

申請書提出先		生涯学習課・地域交流センター 鎌田記念ホール・岩出山公・鳴子公・沼部公
添付書類チェック	新　規	□代表者の身分証明書の写し　□会則・規約　□団体員の名簿
	更　新	□代表者の身分証明書の写し　□会則・規約　□団体員の名簿
	変　更	□変更内容がわかるもの（代表者身分証明書，会則など）

※団体名と代表者を変更した場合の記入例※

★記入例　　団体登録申請書（変更）

様式第１号

大崎市立学校施設開放利用団体登録申請書（新規・更新・変更）

変更後の団体名・代表者名を記入。

令和　●年　●月　●日

大崎市教育委員会教育長

団 体 名：◆◆バスケクラブ

申請者

代表者名：大崎　パタ子

変更後の団体名の後ろに括弧書きで旧団体名か現在の登録証番号を記入。

大崎　　により，次のとおり申請します。
なお、　　細則並びに利用する学校において定められた遵守事項を守ります。

団体名		◆◆バスケクラブ　（旧団体名または登録証番号を記載）				
団体の構成		小学生　指導者　保護者　職場の仲間　など				
利用目的		練習				
代表者	住所	〒989-6188　大崎市古川七日町 1-1				
	氏名	大崎　パタ子	電話番号	02		
	アドレス	Patapata_patako@city.osaki.miyagi.jp				
連絡先※代表者と異なる場合	住所					
	氏名					
	アドレス					
登録人員		男　　人	女　　人	計　　人		
利用希望学校						
スポーツ傷害保険の加入		有　（種類）		無		

新しい代表者情報を記入。

連絡先が代表者と同じ場合は記入不要。

受付年月日　　・　　・	前回登録番号 今回登録番号

申請書提出先		生涯学習課・地域交流センター・松山公・三本木公・鎌田記念ホール・岩出山公・鳴子公・沼部公	受付者:
添付書類チェック	新規	□代表者の身分証明書の写し　□会則・規約　□団体員の名簿	
	更新	□代表者の身分証明書の写し　□会則・規約　□団体員の名簿	
	変更	□変更内容がわかるもの（代表者身分証明書，会則など）	

★記入例　　利用申請書

学校施設開放利用申請書(正)

令和　●年　●月　●日

大崎市教育委員会
教　育　長　様

団体名　◆◆バスケクラブ
登録番号　1111
申請者　住　所　大崎市古川七日町 1-1
氏　名　大崎　パタ子
T E L　0229-23-2213

下記の通り申請いたします。

学校名	大崎市立　古川第五小　学校
利用施設	校庭　体育館　武道館　その他(　　)
利用備品	バスケットボール
実施種目	バスケットボール
利用時間	令和　●年　●月　●日(●)　午前後　●時～　午前後　●時
	令和　年　月　日(　)　午前後　時～　午前後　時
	令和　年　月　日(　)　午前後　時～　午前後　時
	令和　年　月　日(　)　午前後　時～　午前後　時
	令和　年　月　日(　)　午前後　時～　午前後　時
	令和　年　月　日(　)　午前後　時～　午前後　時
	令和　年　月　日(　)　午前後　時～　午前後　時
利用人数	15 人
利用責任者住所	大崎市古川七日町 1-1
氏名・電話番号	大崎　パタ子　☎　0229-23-2213
申請理由	練習
特殊設備の有無	無
備考	

1ケ月単位であれば，7日分まとめて記入できます。

当日の利用責任者が確定していない場合は、代表者情報を記入。

施設を利用するときは、許可証に記載された実施細則に定められた遵守事項を守ります。

◎教育委員会用

★記入例　　利用報告書

様式第6号

学校開放施設利用報告書

報告書は利用日に提出すること。

令和●年●月●日

教育委員会教育長　　様

団体名は正式名称を記入。

●月　●日 (●)曜日	天　候	晴れ	午前 午後(○)	6 時～	午前 午後(○)	9 時
利用責任者 (報告書記録者)	団体名	◆◆バスケクラブ			(登録番号)	1111
	氏　名	大崎　パタ子				
	(日中連絡が取れる電話番号またはメールアドレス) 連絡先	090－5●●●－				
種目・使用場所	種　目	バスケットボール		場　所	古川第五小学校　体育館	
使　用　人　員	男	5 人	女	5 人	計	１０人
鍵貸与時間	(管理員記録)		午前 午後	時～	午前 午後	時

利用学校名だけでなく、活動場所（校庭／体育館／武道館）を記入。

記事(使用状況，破損，その他)

特になし

＊全項目記入すること。天候・場所・記録者氏名の記入漏れに注意　。

屋内施設を利用した際は、照明の利用の有無、コートの使用面積のチェック欄には忘れずにチェックを入れる。

該当するものに✔を記入してください。

照明使用		コート使用面積	
有	無	全面	半面以下
✔		✔	

注意!! 鉛筆や消えるペンで書かないでください！

大崎市立小学校，中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則（抜粋）

平成１８年３月３１日
教育委員会規則第２４号

（趣旨）

第１条　この規則は，市における社会教育，社会体育の普及，振興及び地域コミュニティーの活動の場として，学校の施設を学校教育に支障のない範囲で市民の利用に供すること（以下「学校施設の開放」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（教育委員会及び校長の責任）

第２条　学校施設の開放に関する事務は，教育委員会が管理するものとする。

２　この規則の実施に関して学校施設の開放を行う学校（以下「開放学校」という。）の校長は，施設設備の管理，学校施設の開放に伴う事故等の責任を負わないものとする。

（管理員）

第３条　開放学校に管理員を置くことができる。

２　管理員は，教育委員会が委嘱する。

３　管理員は，教育委員会の命を受け，学校施設の開放に伴う施設及び設備の管理に当たるものとする。

４　管理員は，非常勤とする。

（運営協議会）

第４条　教育委員会に運営協議会を置くことができる。

（開放施設の種類）

第５条　学校施設の開放は，小学校，中学校及び義務教育学校の校庭，体育館及び武道館とする。

（学校施設開放の日時）

第６条　学校施設開放の日時は，別表のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず，開放学校において特別の事情がある場合は，教育委員会は，開放の日時を別に定めることができる。

（利用の登録）

第７条　学校施設の開放を利用しようとする者は，教育委員会の登録を受けなければならない。

２　前項の登録は，構成員のうち半数以上が市内に在住し，又は在勤し，若しくは在学する者で構成される５人以上の団体で，当該団体に監督者としての成人が含まれる場合に限るものとする。

（登録の拒否）

第８条　教育委員会は，学校施設の開放の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は，登録を拒否するものとする。

（１）　特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し，又はこれらに反対する

ための利用その他政治的活動のための利用

（２）　特定の宗教を支持し，又はこれらに反対するための利用その他宗教的活動のための利用

（３）　専ら営利を目的とするための利用

（登録の取消し）

第９条　教育委員会は，この規則若しくはこの規則に基づく実施細則又はこれらに基づく管理員の指示に従わないときは，登録を取り消すことができる。

（利用手続）

第１０条　第７条第１項の規定により登録を受けた者（以下「登録団体」という。）は，学校施設の開放を利用しようとするときは，利用希望日の２箇月前から７日以前までに所定の申請書により，学校長を経由して教育委員会に申込手続をし，その許可を得なければならない。

（実費負担）

第１１条　登録団体は，照明設備を利用するときは，照明料の実費に相当する額を負担しなければならない。ただし，市内のスポーツ少年団等が体育館を利用する場合は，この限りでない。

（賠償責任）

第１２条　開放学校の施設又は設備を毀損し，又は滅失させた者は，賠償の責めを負うものとする。

（その他）

第１３条　この規則の実施について必要な事項は，教育長が別に定めるものとする。

別表（第６条関係）

開放する日	開放する時間
休業日	午前９時から午後９時まで
平　日	午後６時から午後９時まで

備考　この表において「休業日」とは，大崎市立学校の管理運営に関する規則（平成１８年大崎市教育委員会規則第１４号）第３条に規定する日をいう。

大崎市立小学校，中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する実施細則（抜粋）

平成１８年３月３１日
教育委員会訓令甲第１９号

（開放事業の原則）

１　開放事業は，大崎市教育委員会学校施設開放運営協議会及び当該開放校が相互に緊密な連携を保ち，組織的かつ積極的に進める。

（利用の禁止）

２　開放施設は，次のような場合には利用を禁止する。

（１）　利用責任者が明確でない場合

（２）　正規の利用手続をふまない場合

（３）　利用者が遵守事項を守れないと判断される状況がある場合

（４）　前３号に掲げるもののほか，当該学校の教育上支障があると思われる場合

（利用の取消し）

３　利用の許可がある場合でも，当該学校において緊急に利用の必要を生じたとき，利用を取り消すことができる。

（遵守事項）

４　利用者は，次の遵守事項を守らなければならない。

（１）　利用許可時間を厳守すること。

（２）　体育館及び武道館は，土足で出入りしないこと。

（３）　学校内の諸施設，備品，器具等使用物件以外にはみだりに手を触れないこと。

（４）　校庭，体育館及び武道館での火気の使用及び飲食物の持込みは原則として許可しない。

（５）　体育館及び武道館の床面の汚染に充分注意し，水気のある物は使用しないこと。

（６）　施設及び設備一切について損傷した場合は，利用責任者は，必ず学校長を通じて教育委員会に届け出ること。

（７）　体育館及び武道館の備品，器具等は許可なく館外に持ち出さないこと。

（８）　利用者は，準備及び利用後の整備及び清掃を責任をもって行い，原状に回復しておくこと。

（９）　開放施設の施錠及び開錠は利用責任者が行うこと。

（１０）　利用責任者は，利用報告書に，利用状況を記し学校長に届けること。

（１１）　運動場へ車両の乗り入れは一切しないこと。

５　教育委員会は，次の諸用紙を作成し，必要に応じ配布する。

略

（その他）

６　この細則に定めるもののほか，必要な事項は，学校長が定める。

学校施設一覧

【小学校】

No.	学　校　名	所　在　地	電話番号
1	古川第一小学校	古川二ノ構7番67号	0229-22-2072
2	古川第二小学校	古川福沼三丁目16番1号	0229-22-0540
3	敷玉小学校	古川石森字石神10番地1	0229-23-3966
4	古川第三小学校	古川金五輪一丁目13番1号	0229-24-0514
5	古川第四小学校	古川大宮八丁目2番1号	0229-23-8006
6	古川第五小学校	古川穂波三丁目5番7号	0229-24-8515
7	古川北小学校	古川荒谷字樋ノ口62番地2	0229-28-2202
8	松山小学校	松山千石字舛形133番地	0229-55-3129
9	三本木小学校	三本木字天王沢19番地	0229-52-2019
10	鹿島台小学校	鹿島台平渡字上戸1番地	0229-56-2662
11	岩出山小学校	岩出山字城山31番地	0229-72-0029
12	田尻小学校	田尻通木字一所谷10番地3	0229-39-0048
13	沼部小学校	田尻沼部字山崎一7番地	0229-39-0209
14	大貫小学校	田尻大貫字境37番地1	0229-39-0309

【中学校】

No.	学　校　名	所　在　地	電話番号
1	古川中学校	古川二ノ構7番54号	0229-22-0236
2	古川北中学校	古川荒谷字権現山5番地	0229-28-2103
3	古川東中学校	古川旭四丁目5番1号	0229-24-0444
4	古川南中学校	古川穂波三丁目6番47号	0229-21-0031
5	松山中学校	松山千石字新広岡台150番地	0229-55-3118
6	三本木中学校	三本木字鹿野沢78番地2	0229-52-3056
7	鹿島台中学校	鹿島台平渡字狸沢50番地	0229-56-2663
8	岩出山中学校	岩出山字松沢202番地1	0229-72-4441
9	田尻中学校	田尻沼部字早稲田15番地	0229-39-0043

【義務教育学校】

No.	学　校　名	所　在　地	電話番号
1	古川西小中学校	古川渋井字全壮191番地	0229-26-2327
2	鳴子小中学校	鳴子温泉字町西97番地1	0229-84-7121